

平成30年度概算要求及び税制改正要望について

平成29年11月20日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進事務局

平成30年度予算概算要求（地方創生関連）

〔総額：1,224.0億円（1,009.4億円）〕

※括弧内はH29当初予算

1. 地方創生推進交付金の確保	1,070億円	(1,000億円)
2. 地方大学の振興	132.5億円	(1.0億円)
・地方大学・地域産業創生交付金の創設	120.0億円	新規
・地方と東京圏の大学生対流促進事業	6.5億円	新規
・地方創生インターンシップ事業	5.5億円	(1.0億円)
・地方へのサテライトキャンパス設置に関する調査研究事業	0.5億円	新規
3. 地方創生に取り組む地方への情報・人材・財政面での支援	16.0億円	(4.7億円)
・地域経済分析システム（RESAS）による地方版総合戦略支援事業	1.5億円	(1.5億円)
・地方創生リーダーの人材育成・普及事業	6.4億円	(0.04億円)
・プロフェッショナル人材事業	2.0億円	新規
・交付金効果検証分析事業	2.5億円	(0.4億円)
・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）普及促進事業	0.9億円	(0.08億円)
・地域再生支援利子補給金	2.7億円	(2.7億円)
4. 地方創生に係る調査・推進事業等	25.5億円	(3.7億円)
・地方創生推進のための調査・分析事業	0.6億円	(0.2億円)
・近未来技術の実装推進事業	0.3億円	新規
・多業種連携型しごと創生推進事業	0.6億円	新規
・社会性認定実証に関する調査事業	1.2億円	新規
・子ども都市・農山漁村交流推進事業	0.5億円	新規
・サテライトオフィスを活用したアウトリーチ支援事業	1.0億円	新規
・中心市街地活性化推進事業	0.3億円	(0.09億円)
・地方創生に向けた自治体SDGs推進事業	11.8億円	新規
・環境未来都市推進事業	0.7億円	(0.6億円)

平成30年度税制改正要望（地方創生関連）①

◆地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充・延長（国税、地方税）

- 東京一極集中是正の加速化を図るため、地方拠点強化税制において、①制度全体について、雇用要件の緩和や支援対象施設の拡充、②東京一極集中是正に直接的に効果のある移転型事業について、要件の緩和や支援対象外地域の見直し(中部圏・近畿圏を支援対象地域に追加)を行う。

◆特定地域における商売及び居住の実態のない店舗兼住宅等にかかる固定資産税の住宅用地特例解除措置（地方税）[新設]

- 空き店舗等活用に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するため、地方創生推進交付金をはじめとした関係省庁による支援とともに、地方公共団体が計画を策定し定められた地域において、計画達成に向けた利活用に協力が得られない居住実態のない空家兼空き店舗等にかかる固定資産税の住宅用地特例を解除できる措置を講ずる。

◆小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の拡充・延長（国税）

- 地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス(小さな拠点形成事業)を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、当該個人の投資した年分の総所得金額等から取得金額(1千万円限度)と総所得金額等の40%相当額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除できる現行の特例措置を2年間延長するとともに、適用対象外となっている設立時出資についても対象とするよう措置の拡充を行う。

◆新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の措置（国税）[新設]

※農林水産省、国土交通省と共同要望

- 地方創生の観点から都市農業の重要性を鑑み、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画を踏まえ、生産緑地が貸借された場合に相続税の納税猶予制度を適用する。

平成30年度税制改正要望（地方創生関連）②

◆国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の特例措置の延長（国税、地方税）

- 国家戦略特別区域計画に定められた事業を実施する法人が、国家戦略特区内において機械等の取得等をした場合に、取得価額の50%（建物等は25%）の特別償却又は15%（建物等は8%）の税額控除等ができる現行の特例措置の延長を行う。

◆国家戦略特区における所得控除制度の拡充・延長（国税、地方税）

- 国家戦略特区内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして大臣の指定を受けた法人について、その事業による所得の20%を課税所得から控除できる現行の特例措置を延長した上で、一定の金融事業等も対象とするよう措置の拡充を行う。

◆国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長（国税）

- 認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から取得金額（1千万円限度）と総所得金額等の40%相当額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除できる現行の特例措置の延長を行う。

◆国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充・延長（国税、地方税）

- 総合特別区域法に定められた指定法人が、国際戦略総合特区内において、機械等の取得等をした場合に、取得価額の40%（建物等は20%）の特別償却又は12%（建物等は6%）の税額控除ができる現行の措置を延長した上で、「宇宙機器の研究開発又は製造に関する事業」も対象とするよう措置の拡充を行う。

◆地域活性化総合特区におけるエンジェル税制の延長（国税）

- 地域活性化総合特区において、社会的課題解決に資する事業（ソーシャルビジネス等）を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から取得金額（1千万円限度）と総所得額等の40%相当額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除できる現行の特例措置の延長を行う。